

令和6年第3回野洲市議会定例会会議録

| | | | | |
|-------|-----------|-----------|--|--|
| 招集年月日 | 令和6年6月28日 | | | |
| 招集場所 | 野洲市役所議場 | | | |
| 出席議員 | 1番 村田 弘行 | 2番 小菅 康子 | | |
| | 3番 田中 陽介 | 4番 山本 剛 | | |
| | 5番 木下 伸一 | 6番 津村 俊二 | | |
| | 7番 石川 恵美 | 8番 服部 嘉雄 | | |
| | 9番 奥山文市郎 | 10番 益川 教智 | | |
| | 11番 東郷 克己 | 12番 山崎 敦志 | | |
| | 13番 山崎 有子 | 14番 稲垣 誠亮 | | |
| | 15番 荒川 泰宏 | 16番 橋 俊明 | | |
| | 17番 岩井智恵子 | 18番 鈴木 市朗 | | |
| 欠席議員 | なし | | | |

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

| | | | |
|---------------------------|-------|-----------------------------|-------|
| 市長 | 栢木 進 | 副市長 | 佐野 博之 |
| 教育長 | 北脇 泰久 | 病院事業管理者 | 前川 聰 |
| 政策調整部長 | 布施 篤志 | 総務部長 | 川尻 康治 |
| 市民部長 | 中塚 誠治 | 健康福祉部長 | 井出 徹哉 |
| 健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当) | 井狩 昭彦 | 市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監) | 駒井 文昭 |
| 都市建設部長 | 岡崎 慎一 | 環境経済部長 | 西村 拓巳 |
| 教育部長 | 田中 明美 | 政策調整部次長 | 小池 秀明 |
| 総務部次長 | 井狩 勝 | 総務課長 | 山本 定亮 |

出席した事務局職員の氏名

| | | | |
|------|-------|-------|------|
| 事務局長 | 北脇 康久 | 事務局次長 | 辻 昭典 |
| 書記 | 赤坂 悅男 | 書記 | 辻 義幸 |

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第48号から議第56号まで

(令和6年度野洲市一般会計補正予算(第2号) 他8件)

各委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

第1 発議第2号から発議第4号まで

(野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例 他2件)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第2 意見書第2号及び決議第1号

(「国民(市民)主権」に基づく民主政治の根幹である公正な選挙を守るため厳正な対応を求める意見書(案) 他1件)

提出者説明、質疑、討論、採決

第3 決議第2号

(野洲駅南口周辺整備事業についてすみやかに市民の意見を聞く場を設け、事業者との協議に反映させることを求める決議(案))

提出者説明、質疑、討論、採決

第4 議員の派遣について

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(山本剛) (午後1時00分) 皆さん、こんにちは。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告に入る前に、本日、報道関係者が来られており、録画、録音、写真撮影等を許可しますので、申し伝えておきます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

(日程第1)

○議長（山本 剛）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第13番、山崎有子議員、第14番、稻垣誠亮議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（山本 剛）　日程第2、各常任委員会委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第48号から議第56号まで「令和6年度野洲市一般会計補正予算（第2号）」他8件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第6番、津村俊二議員。

○6番（津村俊二議員）　第6番、津村俊二です。

去る6月14日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月19日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

まず、議第51号「野洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。

委員からの「市内の生活保護受給者の外国人はどの程度いるのか。また、マイナンバーカードは持っているのか。」との質疑に対し、「現在、把握しているのは6名で、その方がマイナンバーカードを持っているかまでは把握していない。生活保護受給者全体では50%程度が所持されている。」との答弁がありました。

議第51号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第51号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第52号「野洲市税条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。

委員からの「34条の7の公益信託の信託財産とするためとは何か。」との質疑に対し、「個人や法人が金銭等の財産を公益目的のために信託銀行等に預け、その財産を管理運営し、活動を行う制度のことをいう。」との答弁がありました。

議第52号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第52号については、採決の結果、全員賛成により、原案のと

おり可決すべきものと決しました。

次に、議第 56 号「工事請負契約について（コミュニティセンターきたの大規模改修（建築主体）工事ほか）」について審査いたしました。

委員からの「野洲防災センターも大規模改修されるが、食料の備蓄や資機材が保管されているので、工事期間はどうするのか。また、災害発生時の対応についてはどうするのか。」との質疑に対し、「備蓄品等については、東消防署に併設されている総合防災センター及び北部合同庁舎横の中主防災コミュニティセンターの倉庫に一時保管を計画している。災害時には、コミセンきたのの近隣にある北野小学校などの避難所を活用するといった運用になってくる。」との答弁がありました。

委員からの「災害時の中心拠点としての機能が縮小されると思うが、近隣の防災の中心拠点となるところの連携はどうするのか。」との質疑に対し、「発災の際のアナウンス、また災害が発生し得る状況におけるアナウンスが適切にできるように取り組んでいく。」との答弁がありました。

委員からの「工事期間が約 8 か月だが、この間のコミセンきたのを利用されている方に對しての配慮について。」との質疑に対し、「貸し館停止については、広報等で周知している。また、他のコミセンには貸し館協力をしてもらうようにお願いしている。」との答弁がありました。

委員からの「契約をするときに、入札のどこかの段階でそれぞれの業者の実績を踏まえなければならないが、それに関する見解は。」との質疑に対し、「実際、一般競争入札の場合は事前に実績等について業者より提出いただいている。」との答弁がありました。

委員からの「コミセンの案件が 2 件で、一般競争入札と指名競争入札で電気 7, 300 万円、機械 5, 400 万円がなぜ審査対象にならないのか。基準はどうなっているのか。」との質疑に対し、「建築主体工事を合併入札したことにより、予定価格が 1 億 5, 000 万円を超えることから、議会の議決を要する案件になっている。」との答弁がありました。

委員からの「今後、他のコミセンの改修は計画しているのか。また、以前、コミセンきたのは大ホールの天井が落下したが、他のところは大丈夫なのか。」との質疑に対し、「コミセンしのはら・ぎおう・みかみはそれぞれ改修済みで、なかさと・ひょうづは、今後順次改修を考えている。天井の件は対応済みである。」との答弁がありました。

議第 56 号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第 56 号については、採決の結果、全員賛成により、原案のと

おり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（山本 剛） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第5番、木下伸一議員。

○5番（木下伸一議員） 第5番、木下伸一です。

去る6月14日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月19日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第50号「野洲市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」について審査いたしました。

委員からの「避難名簿の情報提供は、どこに対して提供していくと想定されているのか。」との質疑に対し、「消防署や警察署等を想定しており、現在のところは東消防署のみへ提供している。」との答弁がありました。

委員からの「有事の際に自主防災組織や民生委員に、その地域の要支援者の方の個人情報を提供するということか。」との質疑に対し、「有事の際には名簿をソートして、それぞれの地区に提供する想定である。」との答弁がありました。

委員からの「名簿の情報の提供は、状況や情報が変わってくると思うが、更新はどのぐらいの期間か。」との質疑に対し、「更新は1年に1回である。」との答弁がありました。

議第50号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第50号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第53号「野洲市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」について審査いたしましたが、質疑、委員間討議ともにありませんでした。

よって、議第53号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第54号「野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。

委員からの「職員の配置基準は全部5名ずつ少なくなっているが、今、保育士不足が言わわれているが、懸念はないのか。」との質疑に対し、「本条例の対象は野洲市内では小規模保育所だけが対象になり、3歳未満児の方しかおられないで、今回のこの条例の改正に伴う影響はない。なお、認可保育所の基準は県で規定されており、県でも本条例と同様の改正をされているが、本市内の保育所については、4月からこの配置基準で運営している。ただし、保育士不足は全国的なものであり、本市においても同様のため、影響がないとまでは言えない。」との答弁がありました。

議第54号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第54号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第55号「野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について審査いたしました。

委員からの「自治体や国がDXを進め、野洲市の補正予算でもガバメントクラウドで進めているが、その中で、電磁的記録媒体という独自の閉鎖の中でしているものに、違和感がある。これからクラウドの時代が進む中で、整合性があるのか、違った方向になっていくのか。」との質疑に対し、「DXは保育の現場においても進めている。今回、国の一括見直しプランに基づき、電磁的記録媒体という表現に改めた。現状のデータ管理はサーバー等で管理するものがほとんどで、記録媒体としてCD等はほぼない現状である。よって、技術的中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体という文言で全部包含するという改正となっている。」との答弁がありました。

委員からの「このクラウドに入っているデータ、サーバー等は、電磁的記録媒体に当たるか。包含されているか。」との質疑に対し、「そのように理解されてよい。」との答弁がありました。

議第55号では、委員間討議はありませんでした。

慎重に審査した結果、議第55号については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（山本 剛） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行いま

す。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（山本 剛） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第15番、荒川泰宏議員。

○15番（荒川泰宏議員） 第15番、荒川泰宏です。

去る6月14日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月19日、20日に各分科会を、また26日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第48号「令和6年度野洲市一般会計補正予算（第2号）」、議第49号「令和6年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）」、以上2議案を議題として、6月26日の予算常任委員会では、各分科会に分担しました令和6年度予算案について、詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重な審査が行われたことを各分科会の会長より報告を受けました。

まず、議第48号「令和6年度野洲市一般会計補正予算（第2号）」について、総務分科会長報告では、総務費で、委員の「職員給与費における財源更正について、特定財源で諸収入の発掘調査原因者負担金93万9,000円の減額の理由は。」との質疑に対し、「当初、人事課で文化財保護課の職員の人事費を計上していたが、人員配置ができなかったことから、今回、文化財保護費に振り替えて、会計年度任用職員を直接任用することに伴い、特定財源である諸収入を減額するものである。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「発掘調査原因者負担金を文化財発掘業務の会計年度任用職員に充てるのは理にかなっているが、一般の職員給与費に充てるのはいかがなものか。」との質疑に対し、「発掘調査原因者負担金は、予算において対象となる事業へ充当するための特定財源であり、職員給与費へ充当することは問題ない。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「債務負担行為のガバメントクラウド接続事業はどのような内容か。」との質疑に対し、「ガバメントクラウドという国が指定するデータセンターを利用するもので、それを利用するための回線を引いて接続し、その維持・保守する経費などを接続事業として、5年間の継続事業となるため、債務負担行為を計上している。」との答弁の報告がありました。

これに関連して、委員からの「このクラウド接続事業は、湖南地域の3市も同様か。」との質疑に対し、「この業務はおうみ自治体クラウド協議会の8市共同で一括発注するもので、8市で按分した経費を計上している。」との答弁の報告がありました。

次に、消防費で、委員の「災害派遣に当たっての時間外勤務手当は、通常業務の時間外勤務手当の単価等の違いはあるのか。」との質疑に対し、「それぞれの職員ごとに設定される単価を基準としており、同じである。」との答弁の報告がありました。

文教福祉分科会長報告では、民生費で、委員の「児童福祉費の民間保育所等費では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、食料費高騰に対して民間保育所を支援するとのことだが、公立保育園に対する支援はないのか。」との質疑に対し、「公立保育園については、当初予算で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用している。内容は、給食費を今年度から値上げする予定であったが、値上げ分に交付金を活用することで給食費を据え置く対応をしている。」との答弁の報告がありました。

次に、教育費で、委員の「小学校・中学校施設整備費の設計委託料は、体育館の空調設備実施設計であるが、断熱なしにエアコンをつけると非常に大きなエアコンを設置し、費用が高くなる。一方、災害時には電力が使えないため、エアコンも使えない。断熱をすることでエアコンのパワーも抑えられ、結果的に予算も抑えられるのではないか。断熱をすることを踏まえた設計、調査をするべきではないか。」との質疑に対し、「断熱施工による経費として、1校当たり約2億円の追加予算が必要となる。イニシャルコストだけで相当な金額差になる。県内自治体においても、断熱を利用した空調設備は、今のところは聞き及んでいない。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「通学通園バス運行費の車両購入費用について、新年度予算の編成時に通学通園バスが27年経過し部品がない、老朽しているという方向は見えていると思うが、補正で対応する理由は。」との質疑に対し、「新年度予算において、27年経過しているものの、走行距離が40万キロほどであり、まだバスの需要は見込めるところであったが、3月に立て続けに大きな修理を伴う故障が発生したため、寿命と判断し、6月補正としたものである。」との答弁の報告がありました。

また、委員の「適応指導教室事業費の報償金について、不登校の子どもたちへの保護者に対するアンケートの協力金で、アンケートが今後の施策の参考にということであれば、単純な記述だけではなく、丁寧な聞き取り調査も必要ではないか。」との質疑に対し、「アンケートは保護者と子どもにそれぞれ行うもので、今回のアンケートと毎月行うアンケー

トがあり、多くの質問数になっている。アンケートの結果が県や市にフィードバックされるため、フリースクールや不登校に関する子どもたちの支援に活用していく。」との答弁の報告がありました。

環境経済建設分科会長報告では、衛生費で、委員の「環境基本計画普及事業費の省エネ家電買換え補助金について、令和5年12月1日から令和6年3月8日の期間にも同様の事業を実施したが、その際の申請者数、実際補助を受けることができた人数を伺う。補助申請をされた方は全て認められて、補助を受けられたのか。また、今回の対象製品、対象期間、補助額は前回と同じか。」との質疑に対し、「前回は102件101世帯に補助を行った。その内訳は、エアコンが34台、冷蔵庫が68台である。『省エネ基準達成率100%以上のもの』という基準を満たしていない申請が1件あったため、その1件は補助を受けられていない。なお、対象製品等は前回と全く同じであるが、対象期間を3倍取っており、それに伴い、金額も3倍の900万円の補正を今回お願いしている。」との答弁の報告がありました。

次に、農林水産業費で、委員の「農業振興対策事業費の集落営農活性化プロジェクトについて、対象が農業組合法人と記載されているが、これは法人化されたものでないといけないのか。現在、市内では大半が法人化されていない状況だが、法人化できていない組織は、このような補助金は受けられないのか。」との質疑に対し、「今回の補正予算の対象となっているのは、農業組合法人入町営農組合であり、法人化されている組織である。任意の営農組織についても、一定の条件のもと、2分の1補助できる。」との答弁の報告がありました。

次に、土木費で、委員の「交通安全施設整備事業費の妓王井川河川改良工事に係る工事請負費について、今回6月補正で予算計上されているが、今回の工事に係る事業費は当初予算編成の時点で分からなかったのか。」との質疑に対し、「工事費については、概算ではあるが、把握していた。県発注の河川工事が完了する見込みをもって、今回の上面の工事を発注したいと考えていた。」との答弁の報告がありました。

続いて、議第49号「令和6年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）」における歳出及び関係する歳入について審査いたしました。

委員の「今回の修繕業務は管工事業協同組合に委託されたとのことであるが、入札はされたのか。」との質疑に対し、「緊急修繕であり、入札するいとまがないことから、地方公営企業法施行令に基づき、特命随意契約で発注した。」との答弁の報告がありました。

これに関連して、委員の「本来、入札を行うことによって、落札価格が適正かどうか判断するものであるが、特命随意契約であれば何をもって価格の適正性を判断するのか。」との質疑に対し、「こういった修繕が発生することを見込んで、あらかじめ年度当初に管工事業協同組合との間で随意契約により年間契約を締結している。年間で6,000万円弱の予算をお認めいただいているが、今回の田中山配水区の電動弁の故障は予期せぬ出来事で、3,000万円程度必要となった。下半期のことを考えると予算が不足する可能性があり、また今後どういったことが起こるか分からることから、今回補正予算をお願いし、日々の修繕に備えたいと考えている。なお、今回の修繕業務は当該パッケージの中の一部分の修繕であり、見積りや具体的な明細はチェックしていることから、価格は適正と考えている。」との答弁の報告がありました。

なお、予算常任委員会に付託を受けました関係予算について、委員間討議はありませんでした。

次に、採決について、議第48号及び議第49号の2議案については、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。
○議長（山本 剛） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議第48号から議第56号まで「令和6年度野洲市一般会計補正予算（第2号）」他8件について、討論の通告はございませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

まず、議第48号「令和6年度野洲市一般会計補正予算（第2号）」について採決いたします。

お諮りいたします。
本案に対する委員長の報告は可決です。議第48号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第49号「令和6年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第49号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第50号「野洲市避難行動要支援者名簿の情報の提供等に関する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第50号は、委員長の報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第51号「野洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第51号は、委員長の報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第52号「野洲市税条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第52号は、委員長の報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第53号「野洲市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第53号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第54号「野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第54号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第55号「野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第55号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第56号「工事請負契約について（コミュニティセンターきたの大規模改修（建築主体）工事ほか）」について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第56号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第56号は委員長の報告のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

(午後1時34分 休憩)

(午後1時36分 再開)

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

発議第2号から発議第4号まで、意見書第2号、決議第1号及び決議第2号並びに議員の派遣についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号から発議第4号まで、意見書第2号、決議第1号及び決議第2号並びに議員の派遣についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長（山本 �剛） 追加日程第1、発議第2号から発議第4号まで「野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例」他2件を一括議題といたします。

発議第2号から発議第4号までの発議書（案）は、タブレットに掲載のとおりです。

それでは、ただいま議題となっております発議第2号から発議第4号までについて、提出者から提出理由の説明を求めます。

第8番、服部嘉雄議員。

○8番（服部嘉雄議員） 発議第2号から発議第4号までの各議案について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

令和5年の地方自治法改正により、議会における同法に基づく手続のうち、書面で行うものについて、オンラインで行うことができるようになりました。これに合わせ、委員会条例、会議規則及び委員会規則において、書面で行うことが規定されている手続について、オンラインで行うができるように改正を行います。

この他、全国市議會議長会が定める標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例について、現在の社会情勢等に照らして、改正が適当とされる事項が改正されたことから、本市においても、全国市議會議長会の改正を踏まえ、文言整理等を行います。

なお、委員会条例、会議規則、委員会規則ともに公布の日から施行します。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（山本 剛） これより、ただいま議題となっております発議第2号から発議第4号までについて、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号から発議第4号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号から発議第4号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております発議第2号から発議第4号までについて、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 �剛） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

まず、発議第2号「野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号「野洲市議会会議規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号「野洲市議会委員会規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立全員であります。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

(追加日程第2)

○議長（山本 剛） 追加日程第2、意見書第2号及び決議第1号「『国民（市民）主権』に基づく民主政治の根幹である公正な選挙を守るため厳正な対応を求める意見書（案）」他1件を一括議題といたします。

それでは、ただいま議題となっております意見書第2号及び決議第1号について、提出者の説明を求めます。

第11番、東郷克己議員。

○11番（東郷克己議員） 第11番、新誠会、東郷克己でございます。

「国民（市民）主権」に基づく民主政治の根幹である公正な選挙を守るため厳正な対応を求める意見書及び決議案について、同じ趣旨であることから一括してご説明を申し上げます。

本年4月28日に執行された東京15区の衆議院補欠選挙において民主主義を破壊する暴挙が繰り広げられました。大音量の拡声機で罵倒し、中傷誹謗を繰り返した他、他候補の街宣車を街宣車で数10分にわたり追いかけ回すなどの事態が起きました。現在、選挙期間中である東京都知事選挙でも、選挙のあり方を考えさせられるような事態が続いております。

衆議院補選での容疑者は逮捕、再逮捕され、今後は司法によって裁かれますが、問題は容疑者らが警察の再三にわたる注意、警告を無視して、暴挙を繰り返したことであります。同選挙区の有権者は十分な判断材料を聴取する機会を奪われたまま選挙が執行され、結果は確定いたしました。

選挙は民主政治の根幹であり、我々議会議員も、また首長も、選挙による市民の負託により、その権限や立場を与えられております。主権者たる国民から見れば、各候補者がどのような訴えをするかを聞き比べ、誰に託すかを判断し、1票を投じるという、厳粛な機会が選挙期間です。その機会を冒瀆した行為は決して許されるものではありませんが、彼らはインターネット上で発信しており、影響を受けた者も少なくないと思われます。模

倣犯を抑止し、公正な選挙を守るためにも厳正な対応が必要であると考えております。さらに、万が一、今後同様の不正が繰り返された際には、公正で自由な選挙を速やかに確保する対応が求められます。

本年秋には市長選挙、さらに来年秋には市議会議員選挙を控えている他、衆参両院議員の任期も来年までであり、今後は選挙が続きます。これらの選挙において、公正で自由な選挙を速やかに確保するため、必要十分な対応を求めるものでございます。

なお、決議、そして意見書を併せて提案する理由は、市の組織として選挙や、あるいは政治活動を管理する選挙管理委員会を持つことから決議を、実際の問題への対応に当たるのは警察であることや国政選挙等、全国的対応も必要であることから意見書をそれぞれ提案するものでございます。

また、決議案の「市の執行機関に対する批判、監視を使命とする」との文言は個人的な思い、見解を示したものではなく、市民の代表として、市長と一定の緊張感、距離感を持って、市民福祉サービスの向上に当たるという趣旨から記されている議員必携に書かれた文言を記したものでございます。

以上、提案理由の説明といたします。議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（山本 剛） これより、ただいま議題となっております意見書第2号及び決議第1号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書第2号及び決議第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、意見書第2号及び決議第1号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、意見書第2号及び決議第1号について、討論を行います。

討論の通告はございませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第2号「『国民（市民）主権』に基づく民主政治の根幹である公正な選挙を守るために厳正な対応を求める意見書（案）」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

次に、決議第1号「『国民（市民）主権』に基づく民主政治の根幹である公正な選挙を守る決議（案）」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立多数であります。よって、決議第1号は原案のとおり可決されました。

本日、可決されました意見書について、その条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は、本職より直ちに関係機関に提出いたします。

（追加日程第3）

○議長（山本 剛） 追加日程第3、決議第2号「野洲駅南口周辺整備事業についてすみやかに市民の意見を聞く場を設け、事業者との協議に反映させることを求める決議（案）」を議題といたします。

それでは、ただいま議題となっております決議第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

第16番、橋俊明議員。

○16番（橋 俊明議員） それでは、決議第2号「野洲駅南口周辺整備事業についてすみやかに市民の意見を聞く場を設け、事業者との協議に反映させることを求める決議（案）」を説明させていただきます。

現在、本市では野洲駅南口周辺整備官民連携事業を進めておりまして、去る令和5年1月21日に連携事業者を公募したところ、サンヨーホームズグループ1者からのみの申

し込みがあり、審査の結果、候補者として決定されたところであります。事業者からの提案内容としましては、Aブロック北側には13階建て180室のホテルを建設するとともに、南側にはランドマークとして19階建てのファミリー向け分譲マンション102戸、シニア向け分譲マンション110戸を整備するとされております。また、Bブロックには、温浴施設を備えた商業施設の整備が予定されております。

今後の予定としましては、6月中に基本協定を締結し、提案内容を基に議論を進めていき、令和7年3月末までに事業契約の締結を行おうとしておられます。

野洲駅南口周辺整備事業につきましては、市民病院整備事業と並ぶ市の重要な政策課題であり、市民の関心も高く、事業を進めるに当たって、しっかりと市民に意見を聞き、反映させる必要があります。しかし、これまで事業者からの提案内容については、市民への説明会は開催されておりません。今後、9月に開催予定とのことでございますが、市と事業者がこれから詳細な協議を進めるに先立ち、まず、事業者からの提案内容について市民の意見を聞く必要性、重要性は言うまでもありません。

駅前南口周辺整備事業は今後数10年にわたるまちのグランドデザインを定める重要なまちづくり事業であります。市民の幅広い意見を事業に反映させるため、速やかに市民説明会を開催することを市議会として執行部に求めるものでございます。

提案理由は以上でございます。議員各位の賛同をお願いするものであります。

○議長（山本 剛） これより、ただいま議題となっております決議第2号について、質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後1時53分 休憩）

（午後2時00分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

稻垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） それでは、決議第2号「野洲駅南口周辺整備事業についてすみやかに市民の意見を聞く場を設け、事業者との協議に反映させることを求める決議（案）」について、提案者の橋議員に質疑を行いますので、よろしくお願ひいたします。

3点ございます。

1点目が、提案理由説明の中で「市民説明会は9月に開催予定であり、早めることも検討しているとのことだが、市と事業者がこれから詳細な協議を進めるに先立ち、まず、事業者からの提案内容について市民の意見を聞く必要性・重要性は言うまでもない」とされていますが、所管の政策調整部は、既に9月に、またさらに早めることも含めて、市民説明会の開催を計画、準備しており、市民の意見を反映させることを表明し、当職も立場の違いはあれど、真摯に所属原課が対応していることがうかがえます。また、当職は同じく全面的に事業計画に賛成しているわけではございませんが、所属原課との信頼関係の観点からも、まずは布施部長を筆頭とする担当職員の対応を見守るべきであると考えます。にもかかわらず、さらに追い打ちをかけるように、この決議案を提出する意図が不明であります。提出の意図についてお伺いいたします。

2点目は、そもそも論になりますが、提出者におかれましては、過去の採決行動を見ており、野洲駅南口周辺整備事業計画に反対であるように思われます。本決議案を提出するということは、市民説明会の結果によっては、事業計画に賛成する余地があるということなのか、あるいはそもそも反対のための決議案であるのか。仮に反対のための決議案であれば、一旦、本決議案を取り下げるなどを検討してはどうかと思いますが、お伺いいたします。

最後に、3点目は、提案理由の中にある提案者が思い描く駅前南口周辺整備事業のグランドデザインとはどのようなものか、お伺いできればと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） それでは、稻垣議員の質疑に対して、答弁させていただきます。

まず1点目でございますが、やはり職員の対応を見守るべきであるという考え方でございましたので、提出する意図は何か。私は、この決議に対しましては、賛成、反対は表明しておりません。まずは市民の意見をきちっと聞くべきであるということを申し上げておりました。市民の意見を尊重して、具体的にこれから考えていくという方針に基づきまして、まずは市民の方に意見を求めていくべきであると。そして、最終的に事業者の協議に反映させることを提出理由に申し上げたとおりでございますので、そのとおりでございます。

2点目でございますが、そもそも反対の決議案であれば、一旦、本決議案を取り下げるなどを検討したらどうかということで、質問、質疑でございました。2点目につきまして

も、先ほど申し上げたとおり、私は賛成の意見もまだ言明いたしておりません。あくまでも市民の意見を聞くべきであるということを第一に考えておりますので、取り下げることは考えておりません。あくまでも市民の意見を聞いて、それを率直に反映させるべきであるというのが答弁でございます。

また、3点目の南口周辺整備事業のグランドデザインはどのようなものかということをございまして、これも先ほど申し上げたとおり、まだ具体的なものは私の頭には描いておりません。まずは市民の意見をしっかりと聞いた上で、事業者の協議に反映させていただきたいという決意を持って、決議を申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） 橋議員、答弁ありがとうございます。

1つ目の質問の中で、再質疑なんですけど、執行部は市民の意見を聞くと言っているんですね。聞くと言っているのに、この決議を出すということは、原課を信用していないとか、そういうことですか。聞くと言っているんですから、素直に受け取って信用したら僕はいいと思うんです。そうすると、この決議は要らないんじゃないかなと思うんですが、単純にそのあたり、答弁をお願いできますか。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） それでは、稻垣議員の再質問にお答えをいたします。

やはり、早期に執行部は、9月にいわゆる進めると、説明会を開催すると言うてることで、やっぱり二重ではないかということでございましたけども、あくまでも早期に、やはり市民の意見を踏まえた上で、施策に反映してくれということは、私は申し上げておりますので、9月には出来上がるということでございますので、できるだけ早期に説明会を開催して市民の意見を吸い上げるべきだということで、このような決議になった次第でございます。

以上です。

○議長（山本 剛） 稲垣議員。

○14番（稻垣誠亮議員） ありがとうございます。

「早期に」という言葉が出てきたんですが、執行部のほうは、9月を予定しているけど、さらに早めることも含めて検討していると言っていますね。説明会ってある程度の時間、膨大な時間が、やっぱりそんなに言って、1週間後にできるとかそういうものではないと

は思うんですが、これ、「さらに早めることも含め」とありますから、頑張ったら1か月ぐらい前倒しの可能性も含めて、所属原課が言っているのかなと、僕の私見ですけど、思っているんですが、橋議員は、7月に説明会を行ってほしいとか、そういうことも含めておっしゃっているんですかね。その一日も早くという時間軸が、僕はちょっと分からなくて、その時間軸についてもう少しお答えいただければと思います。

○議長（山本 剛） 橋議員。

○16番（橋 俊明議員） 稲垣議員の再々質問についてお答えをさせていただきます。

早期に説明会をという形で、その時間軸についてもう少し具体的にという話でございました。私も7月中には開催せよとは申しておりません。できるだけ早期に、やはり市民の意見を吸い上げて、具体的な案に反映させるべきであるということを考えていますので、具体的な日にちは言明できませんけども、できるだけ早期にという形で、執行部に決議をお願いしている次第でございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決議第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、決議第2号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております決議第2号について、討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩します。

（午後2時12分 休憩）

（午後2時20分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

まず、第9番、奥山文市郎議員。

○9番（奥山文市郎議員） 第9番、創政会、奥山文市郎でございます。

決議第2号「野洲駅南口周辺整備事業についてすみやかに市民の意見を聞く場を設け、事業者との協議に反映させることを求める決議」に反対する立場で討論させていただきます。

私たち野洲市議会議員の行動規範である野洲市議会基本条例第5条第2項において、「議員は、市政全般に関する課題及び市民の意見、要望等を的確に把握し、自己の能力を高める不断の研さんと努め、市民の代表としての自覚をもって活動するものとする」と規定されています。これは言うまでもありませんが、議会制民主主義の基本であり、選挙により市民から選ばれ、市民の信託を具現化していく責務を私たち議員は背負っているものであります。そのため、私たちは常日頃から議員活動として地元における広報広聴活動や市政報告会、あるいは様々な会議や研修等の場におきまして、市民の声に謙虚に耳を傾け、この声を市政に反映していこうとする努力を怠っている議員は誰もいないものと認識しております。

今回、これから本市活性化の起爆剤となる野洲駅南口周辺整備事業については、官民連携による未来志向の開発であり、市民の期待も大きく、まさに本市の今後の発展の命運を握っているプロジェクトであると言っても過言ではないと思います。それゆえにこの事業化に際しましては、今まで、野洲駅南口周辺整備構想の検討過程において、幅広く市民からの意見を募り、協議を重ね、市民の思いを集約され、駅前整備のあり方、事業全体の方針等を決定し、都市基盤整備特別委員会や本会議などで幾度となく活発な議論が交わされてきました。そして、執行部もこうした意見集約を行いながら、慎重に事業推進を図り、本年3月に選定委員会により優先交渉権者を決めていただき、ようやく船出をすることになりました。

現段階では、この優先交渉権者である連携事業候補者との交渉を経て、今後は、本年6月末に基本協定を締結し、その後に事業詳細計画を作成し、その計画の双方合意をもって、来年3月に事業協定と事業契約を結ぶスケジュールとなっています。その間には、この議会はもちろんのこと、さきの特別委員会や定例会で、執行部から前倒しでの開催を約束されました市民説明会におきまして、連携事業候補者から提案された計画内容を基に、市民広場の細部やその運用面の他、任意提案機能についても意見等を求めるなど、可能な範囲でのプランの中に反映させることが予定されています。また、今回の事業は官民連携といったうたい文句ですが、民間事業者の資金力と企画力に相当負う部分が多く、市民ニーズの多くを反映させるには、市からの財政負担も当然ながら大きくなってくる局面もあ

ります。

したがいまして、企業の市場競争原理に基づくマンションやホテル及び商業施設等につきましては、あくまでも連携事業候補者からの企画提案を最大限尊重しつつ、その企業採算性を阻害してはならないと考えます。

また、市への任意提案部分につきましては、市民の声を聞きながら、市の財政負担の許容範囲の中で検討し、決して将来の重荷にはならないよう計画すべきであると考えます。

結びに当たりまして、今回の事業者からの提案は、最終的に1者となった事実や背景を深く洞察し、あまり過大な要望や市からの制約は、場合によっては進出企業者の撤退や事業の頓挫を招く事態になりかねないと危惧するものであります。そうなれば、また失望の駅前空き地状態が継続し、市民の夢もしほむ可能性もあることを申し添えたいと思います。

以上のことから、改めて、市民の声を聞く場と事業者との協議に反映させることを求める決議については、今までの執行部で、議会に対して向き合ってこられた真摯な姿勢に水を差し、行政はもとより、連携事業候補者との信頼関係も損ないかねないと憂慮もしております。しかるに、現時点での決議書の提案は反対すべきものであると考えます。議員皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 剛） 次に、第3番、田中陽介議員。

○3番（田中陽介議員） 第3番、田中陽介です。

決議第2号「野洲駅南口周辺整備事業についてすみやかに市民の意見を聞く場を設け、事業者との協議に反映させることを求める決議(案)」に対して、賛成の討論をいたします。

今回の決議案は、駅前の開発に対する住民参加の機会を求めるものであります。これは野洲市の最高規範である「野洲市まちづくり基本条例」に合致しており、これは市のまちづくりの最高規範であり、市民、行政、議会における行動の理念であります。改めて確認します。

第5章 みんなの参加。

（まちづくりへの参加権）。

第20条、市民は、自らが主体的にまちづくりに参加する権利を持ちます。

（参加機会の保障）。

第21条、市の主催する会議は、原則として公開します。

2番、市が設置する審議会などの委員の選任には、年齢や性別などを考慮し、幅広い市

民参加を図ります。

3番、前項の委員には、公募により選任された者が含まれることを原則とします。

4番、市は、市民に提供する行政サービスの向上を図るため、広聴制度を充実し、常に多様な参加機会を確保します。

(市民への意見募集)。

第22条、市は、重要な施策を決定するときは、市民から意見を募集します。

2番、市は、前項の規定により提出された市民の意見を考慮して、意思の決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表します。

3番、前2項に規定する意見の募集や公表に関する必要な事項は、別に定めます。

これは条例として定まっていることあります。これに反するのであれば、この基本条例自体を議論していく必要があります。また、地方自治は二元代表制の間接民主制であるというような意見もあるかもしれません。これは従来、直接民主主義は理想ではあります。住民の意向の把握や施策への反映、合意形成などに、多くの手間やコストがかかります。しかしながら、地方分権の推進によって、住民の意向把握、施策への反映を直接的に行なうことが、現在求められるようになってきておりまして、これはＩＣＴ等の活用により、より少ない手間やコストで住民が直接意見を述べたり、住民の意向の把握や意見交換を行うことが可能になってきております。これは総務省も述べております。つまり、行政と議会だけではなく、いろんな工夫によって、間接民主制度を補完するための直接的な民主制度を実装することで、市民の主権者としての政治参画を図り、地域の活性化を図るというのが、これから的地方自治であると私は考えております。

いろいろ述べましたが、この決議は、「『私たちのまちは、私たちのために、私たちが自らつくる』という気概で、一人一人の知恵や力を合わせ、みんなでよりよいまちに育てていくことが大切です」という、まちづくり基本条例の前文に基づき、議会はもちろん、先ほど奥山議員がおっしゃったように、議会議員としての役割を果たし、行政は行政として、市民は市民として、そしてもちろん民間業者も含め、皆が工夫して、みんなの力で駅前をよりよいものにしていこうというものであります。その行動と役割を条例として定める最高規範の意味を考慮して、議員各位の理解を求めるものであります。

最後になりますが、先ほどの質疑にありましたけれども、この決議の意味は、かつての栃木市長の熟考に代表される独断での不透明な意思決定を許してしまったことに対して、議会が条例に基づき、市民の代表たる議会として意思を示すことにあると私は考えます。

以上、本決議への賛成討論といたします。

○議長（山本 剛） 次に、第11番、東郷克己議員。

○11番（東郷克己議員） 第11番、新誠会、東郷克己でございます。

決議第2号「野洲駅南口周辺整備事業についてすみやかに市民の意見を聞く場を設け、事業者との協議に反映させることを求める決議」に対して、賛成の立場から討論いたします。

野洲駅南口整備事業は、本市の将来を大きく左右するとともに、多くの市民が関心を寄せる本市発足以来最大の事業と言って過言ではございません。私は連携事業者を決定し、官民連携事業として、これまでの官主体で進めてきた事業から民間のノウハウを生かし、活力ある南口整備を図ろうとしている姿勢は評価し、賛同をしております。

また一方で、一般質問で「共創によるまちづくり」を取り上げましたように、今後、野洲市が、さらに発展し持続していくためには、これまでの市民参加から一歩踏み出して、立場や意見の異なる市民、行政、議員が議論を尽くして、新しい価値を生み出す共創の考え方を取り入れることが必要と考えております。これには時間も要するため、あるいは共創との向き不向きもあると考えますが、例えば市民広場に関しては、単に説明会による意見聴取だけではなく、その場で議論を尽くして、内容が深まり、よりよい事業構想となることを願っているものでございます。

今般の決議については、大きな方向性として、私の考えと軌を一にしており、また南口全体としては、説明会形式による市民各位の意見聴取という形で、少しでも早い時期に開催することが望ましいと考えているものでございます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（山本 剛） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

決議第2号「野洲駅南口周辺整備事業についてすみやかに市民の意見を聞く場を設け、事業者との協議に反映させることを求める決議（案）」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多數起立）

○議長（山本 剛） ご着席願います。

起立多数であります。よって、決議第2号は原案のとおり可決されました。

(追加日程第4)

○議長（山本 剛） 追加日程第4、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条第1項の規定により、湖南地区市議会議長会正副議長先進都市行政視察研修に出席のため、本年8月1日、2日の両日、東京都板橋区及び東京都東大和市に山崎敦志議員を派遣いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、山崎敦志議員を派遣することに決しました。

暫時休憩いたします。再開時刻は午後3時といたします。

(午後2時36分 休憩)

(午後3時00分 再開)

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められていますので、これを許します。

市長。

○市長（栢木 進） 令和6年第3回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

さて、本定例会は去る6月4日から本日に至りますまで25日間開催いただきました。令和6年度一般会計補正予算をはじめ、提出いたしました議案につきまして、慎重なるご審議の上、全て原案のとおりお認めをいただき、誠にありがとうございました。

本定例会の一般質問を通じましては、野洲駅南口周辺整備をはじめ、福祉、教育、通学路の安全確保を含む道路整備など、様々な分野における施策に対しまして、貴重なご意見やご提案をいただきました。これらを厳正に受け止め、今後の市政運営に生かすよう努めてまいりたいと考えております。

さて、議案におきましては、今般のエネルギー価格や物価高騰への対策として、福祉施設に対する原油価格・物価高騰対策支援、また民間保育所等に対する食料品価格高騰対策支援を実施してまいります。また、通学、通園に係る大型バスの老朽化が激しいことから

も新規バスを購入し、子どもたちの安全、安心につなげてまいります。さらに、コミュニティセンターきたの及び野洲防災センターの建物の長寿命化を図るための大規模改修事業において適宜進めてまいり、地域の方の避難所としてはもちろん、市民の交流の場として快適に利用していただけるよう改修を進めてまいります。

さて、私ごとではございますが、市長としての残る期間は僅かとなりました。そのような折、今定例会の一般質問におきまして、創政会より本年10月に執行されます市長選挙への強い出馬の要請を受けました。誠にありがとうございます。感謝の念にたえません。また、各方面からも続投のお声を数多くいただき、身に余るお言葉と重く受け止め、このたび、来る市長選挙に再度出馬する決意をいたしたところでございます。

一般質問でもお答えいたしましたが、市政の様々な課題を解決するのには魔法のつえはございません。この4年近い任期において、おおむね施策は前進いたしましたが、市民の皆様に十分に実感していただくところまで達成しておりません。このことからも、最後までやり抜く責任が私にはあると考えており、これまでの成果におごることなく、初心に立ち返り、一意専心、人事を尽くす覚悟でございます。私の掲げる笑顔あふれるまちづくりはやっと緒に就いたばかりでございます。絶えず市民の皆様のご意見に真摯に向き合いながら、目指すまちの姿をより確かなものにしてまいる所存でございます。

どうか議員各位をはじめ、市民の皆様のご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、私からの閉会のご挨拶とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 以上で、令和6年野洲市議会第3回定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。（午後3時04分　閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和6年6月28日

野洲市議会議長 山本 剛

署名議員 山崎有子

署名議員 稲垣誠亮